

# i 警戒レベルを用いた避難情報

## 警戒レベルについて

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、警戒レベル1～2は気象庁が、警戒レベル3～5は市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

※警戒レベル5は必ずしも発表される情報ではありません。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません! ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発表される情報であり、必ず発表される情報ではありません。	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	<b>危険な場所から全員避難</b> ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発表される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。	避難指示	4 相当	氾濫危険情報 土砂災害 警戒情報
3	災害の おそれあり	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。 ・さらに、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水 注意報	2 相当	氾濫注意情報 —————
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	————— —————

※ 市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発表判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

避難指示等が発表されたら速やかに避難行動をとる必要がありますが、突発的な災害では、発表が間に合わないこともあります。

避難指示等が発表されていなくても、警戒レベルに相当する気象情報を認識し、危険を感じたら早めに避難行動をとってください。

大切なことは「自分で判断する」ということです。

**警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。また、必ず発表されるものではありません。**

危険な場所にいる人は  
**警戒レベル3 高齢者等避難**や  
**警戒レベル4 避難指示**で、  
 地域の皆さんで声をかけあって、  
**安全・確実に避難しましょう。**



(ページ内の図表は内閣府・気象庁ホームページより抜粋、編集)